○農林水産省告示第五百六号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　工事の区域

高知県小北川地すべり防止区域（昭和五十四年四月二十五日農林水産省告示第六百二十三号による指定）

高知県大藪地すべり防止区域（昭和五十七年一月三十日農林水産省告示第二百四十三号による指定）

高知県桑瀬地すべり防止区域（昭和五十九年四月五日農林水産省告示第七百八十一号による指定）

高知県長又地すべり防止区域（平成十三年九月十一日農林水産省告示第千二百三十七号による指定）

高知県高薮地すべり防止区域（平成十三年九月十一日農林水産省告示第千二百三十八号による指定）

高知県小北川（Ⅱ）地すべり防止区域（平成二十二年一月四日農林水産省告示第三十一号による指定）

二　工事完了の日

平成二十六年三月二十八日

○経済産業省告示第八十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十六年四月三日

経済産業大臣　茂木　敏充

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
○八ＣＮ一〇	平成二十六年三月二十日	抵抗体温計	愛安德電子（深圳）有限公司	愛安德電子（深圳）有限公司 Datianyang Industrial Zone, Tantou Village, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, Guangdong Province, CHINA
二八ＣＮ一二	平成二十六年三月二十日	血圧計第一類	Guangdong Transtek Medical Electronics Co., Ltd.	Guangdong Transtek Medical Electronics Co., Ltd. No.23, Jin'an Road, Minzhong Town, Zhongshan City, Guangdong Province, P.R. China 528441

○経済産業省告示第八十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十四条ただし書の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第三百九十一号（輸入貿易管理令第十四条ただし書の規定に基づく経済産業大臣が定める場合）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月三日

経済産業大臣　茂木　敏充

第一号中「三の6の(4)」を「三の6の(2)」に、「三の6の(5)」を「三の6の(3)」に、「三の8の(7)」を「三の8の(10)」に改める。

第三号中「一の表の備考2の3」を「一の表の備考2」に、「三の7の(10)から(12)まで」を「三の7の(9)から(11)まで」に改める。

第五号中「備考1の2903・81から2904・10までの項、2904・90の項、2909・30から2910・90までの項、2914・70の項、3404・90の項及び3824・82の項に掲げる貨物（2903・99の項及び3404・90の項に掲げる貨物にあっては残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａ又は附属書Ｂに掲げる化学物質に該当するものに限る。）、同表の」を削り、「三の8の(11)及び(12)」を「三の8の(8)」に改め、「(11)に掲げる貨物にあっては」を削る。

○国土交通省告示第四百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長殿

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

奈良県吉野郡十津川村

大字長殿　三七一番二

三八〇番から三八二番まで

三八八番から三九一番まで

大字谷瀬　七一四番及び七一五番

七一六番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坪内

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

奈良県吉野郡天川村

大字坪内　三六二番

三六三番一及び三六三番二

三六九番

三七〇番一及び三七〇番二

三七一番一及び三七一番二

三七二番一及び三七二番二

三七三番一及び三七三番二

三七四番一及び三七四番四

三九七番三及び三九七番七

三九八番一から三九八番四まで

三九九番一から三九九番三まで

四〇〇番及び四〇一番

四〇二番一から四〇二番三まで

四〇三番一から四〇三番三まで

四〇四番

四〇五番一から四〇五番三まで

四〇六番から四一一番まで

四一二番一

四一三番三から四一三番一一まで

四一三番一六から四一三番一九まで

四一四番

四四九番一及び四四九番二

大字九尾　二二六番一及び二二六番三

二二七番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の熊野川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

奈良県吉野郡天川村

大字坪内　三九七番一　一号

三六二番　二号

大字九尾　二二七番一　三号

大字坪内　三六三番一　四号

○国土交通省告示第四百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

星野川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第百四十六号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県八女市星野村字小竹平

一〇一六九番一三地先道路敷　一号

一〇一四七番二　二号

福岡県八女市星野村字上ノ山

一〇一〇四番一　三号

一〇一〇〇番地先道路敷　四号

福岡県八女市星野村字東上ノ山

一〇一二四番　五号